

# 会報 NO.10

令和2年8月31日発行  
特定非営利活動法人なごや歴まちづくりの会 事務局  
名古屋市中区種木町3-58  
contact@758rekimachi.net

## 新型コロナウイルスの影響 で事業計画を変更

新型コロナウイルス感染症の流行が収まりません。このため、今年度事業計画の一部を変更することになりました。内容は第二回理事会で審議していただきましたので、理事会の項をご覧ください。

## 令和二年度第二回理事会を 開催

令和二年度第二回理事会は、新型コロナウイルス感染症防止のため、前回に引き続きメール審議により開催されました。

### (一)メール審議の概要

- 八月十九日(水) 議案の送付
- 八月十九日(水)～八月二十六日(水) 質疑期間、質問・意見等無し

八月二十六日(水)まで 賛否の意思表示、理事全員から賛成の意思表示あり。

八月三十日(日) 理事会の開催、理事長・副理事長・専務理事による理事会(オンライン会議)を開催し全員賛成で可決した。

### (二)議案

(a) 審議事項 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う事業計画の変更について

審議事項の内容は次のとおりである。

#### 1 趣旨

新型コロナウイルス感染症の拡大が止まらず、今後さらに深刻化する可能性も大きくなっています。このため、今年度事業の実施については、次のように変更したい。

#### 2 変更内容

##### (1) 調査・研究・提言事業

① 歴史的界限現況調査(受託事業) 街頭から建物を目視して実施する調査であり、新型コロナウイルス感染症の影響は少ないため計画通り実施する。

② 派遣体験発表会・講演会(受託事業)

集会による発表会・講演会は実施せず、オンラインによる実施について委託者と協議する。

③ 登録地域建造物資産登録促進事業(受託事業)

所有者等とのヒアリングを必要とする事業であるため、今年度は実施

しない。

##### (2) 学習・啓発事業

① 文化財保存修理の技術、方法論講義(フオローアップ委員会)

事業は延期としコロナ禍の沈静化が視えるようになり次第開催を企画する。現時点では見直しは無く押さえて辛抱の時と心得る。

② 国登録有形文化財を使用したテールブルウエアコーディネート企画(自主企画事業)

リモートでの講座開催、YouTubeでの録画配信も含めて検討する。

③ パネルの展示・絵地図の販売(學術委員会)

事業は延期する。新型コロナウイルス沈静化した時点で活動を再開する。

④ 文化財修復現場勉強会(日本建築家協会との共催事業)

リモートでの講座開催、YouTubeでの録画配信も含めて検討する。

(3) 他の団体との共同活動事業

① 鳴海地区講演会・ワークショップ(愛知建築士会・建造物登録委員会) 講演会・ワークショップは中止し、スマホアプリ「Google フォト」を利用した企画、「気になる歴史的建造物写真集づくり」チラシ投函の前情報を集めることを企画する。

(4) その他の事業

① 歴史まちづくり意識調査アンケート(事務局企画事業)

アンケート調査は、学生をメインに実施する予定であったが、「歴ま

ちの会 会員+(回答可能な)学生」を対象として実施する。HPを活用して当会に関心のある方々を対象としたアンケートも検討する。

② 委員会活動(見学委員会)

現地見学による京都府銭湯の学習は中止する。集会による委員会開催は極力避け、メール交換やオンライン会議などを活用し委員会活動を行うよう努める。

③ 委員会活動(學術委員会)

屋根神様現地調査・図面・パネル作成事業は延期する。新型コロナウイルス沈静化した時点で活動を再開する。集会による委員会開催は極力避け、メール交換やオンライン会議などを活用し委員会活動を行うよう努める。

④ 委員会活動(フオローアップ委員会)

集会による委員会開催は極力避け、メール交換やオンライン会議などを活用し委員会活動を行うよう努める。

⑤ 委員会活動(建造物登録委員会)

集会による委員会開催は極力避け、メール交換やオンライン会議などを活用し委員会活動を行うよう努める。

3 今後の会の運営について

新型コロナウイルス感染症の流行は、今後、相当期間継続する可能性が極めて高い。これを機に、各事業の企画実施、委員会活動、理事会・事務局会議等の運営等の諸活動において、高度情報化に相応しい事業・

運営に積極的活用に取り組むよう努力する。

(b) 報告事項

(1) 事業実施状況について

事務局から、次の2事業について、(公財)名古屋まちづくり公社から業務委託または業務委託の打診があり実施中または調整中である旨報告があった。特段の質問・意見等はなかった。

① 建築基準法適合調査

熱田地区にある名古屋市指定有形文化財の今後の保存・活用にあたり必要となる、建築基準法に定める既存不適格建築物であることを確認する調査。

② 建物現況調査

鳴海地区にある登録地域建造物資産(明治十六年住宅として建築)について、建物の実測調査を行い歴史まちづくりにおける保存資料を作成する。

(2) その他  
特になし

## 事務局だより

### (一) 事務局会議もメール審議

新型コロナウイルス感染症防止のため、今年度の事務局会議もメール審議で開催しています。議案の提出、内容の是非の決定など、種々戸惑いもありますが、毎月開催を目標に取り組んでいます。

### (二) リモート会議等の推進

理事会にも提案しましたように、新型コロナウイルス感染症の流行は、今後も継続すると思われれます。これを機に、事務局会議や各実行委員会においてもズーム会議の活用などを検討していきたいと思えます。

会員の皆様も、新型コロナウイルスには十分注意してお過ごしください。